

角ハビヤ 1948

為正稿

「臨時軍法会議付託決定書」

「バタビヤ」臨時軍法会議檢察官は目下「チビナン」刑務所に拘留中の

能崎清次 明治23年4月15日 日本石川県生れ 当年58歳 日本陸軍中將

の件に関し其の調査を照校し、1946年官報第74号「戦犯審判令」第9条以下の規定を、顧るに、上記被告は前記調査に基き起訴され得べきこと明かなり。

即ち上記被告は「スマラン」に於て、尠くも蘭領印度に於て、1944年3月4月及び5月の間或は其の頃、即ち戦時中、「スマラン」幹部候補生隊長たるの職に於て、敵国日本の臣民として、戦争法規及び同慣例に悖り、同隊付の軍人及び同隊勤務市民、即ち上記被告の部下が戦犯行為を犯せるを看過せることに依り、戦犯行為を犯したり。即ち實に上記被告は前記軍人及び市民に充分なる監督を加ふるを怠り、或は又彼等の行動を確かむるを怠りて之を全うせず、次に述ぶる被告の部下に依り行はれたる戦犯行為を防止すべき或は其れ等行為の反復或は継続を不可能ならしむるべき必要なる処置を講ずるを乃至は命令を与ふるを怠りたるものなり。而して其の怠慢の結果前記の軍人及び市民は1944年3月及び4月に於て、既に日本軍占領当局に依り「スマラン」の「スマラン・オースト」「ゲダンガン」「ハルマヘイラ」各收容所及び「アンバラウ」の第四、第六收容所に抑留せられありし約35名より成る一団の婦人を「将校倶楽部」「スマラン倶楽部」「日の丸」「双葉荘」なる慰安所に宿泊せしめて売淫を強制し強姦し又不当に取扱ひ、更に又同様1944年3月4月に於て既に日本軍占領当局に依り「ムンティラン」收容所に抑留せられありし、一団の婦人を「マゲラン」慰安所に宿泊せしめて売淫を強制し又強姦せり。

而して上記被告は斯る戦犯行為の行はれたるを、或は行はるべきを知り、或は当然察知し得たりしなく、斯る事實は1946年官報第45号「戦犯処罰令」第4条以下に該当処罰せらるべきものなるを以て上記被告を「ウォータロー・プレー・オースト」所在高等法院内に設置しある「バタビヤ」臨時軍法会議の審判に付託す。

審判日

年 月 日 曜日 午前8時30分

「バタビヤ」1948年12月14日

徳島県立総合技術専門学校

電子士

イヌー・デューブ・ハイム